

事業税

個人事業税



納める人

県内に事務所又は事業所を設け、次の事業を行っている個人
 物品販売業、製造業、運送業、請負業、飲食店業、畜産業、水産業、薪炭製造業、医業、弁護士業、理容業、コンサルタント業等

納める額

$$\left[\text{前年の事業所得及び不動産所得} - \text{損失の繰越控除等} - \text{事業主控除} \right] \times \text{税率} = \text{税額}$$

事業主控除……年290万円(事業期間が1年未満の場合は月割)

税率……業種により3%~5%

○県税事務所から8月に送付される納税通知書によって8月、11月の2回に分けて納めることになっています。(8月に全額を納めることもできます。)

法人事業税

納める人

県内に事務所
 又は事業所を
 設けて事業を
 行う法人

納める額

右の区分により
 計算した額

事業の区分	法人等の区分	税率		
		平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度
1 2,3 以外の事業	普通法人(株式会社等) 資本金1億円以下	所得金額×(3.4)(5.1)6.7%	所得金額×(3.5)(5.3)7.0%	
	普通法人(株式会社等) 資本金1億円超	所得金額×(0.3)(0.5)0.7% 付加価値額×1.2% 資本金等の額×0.5%	所得金額×(0.4)(0.7)1.0% 付加価値額×1.2% 資本金等の額×0.5%	
	特別法人(協同組合等)	所得金額×(3.4)4.6%	所得金額×(3.5)4.9%	
2	電気供給業(発電事業又は小売電気事業 を除く)、ガス供給業、保険業	収入金額×0.9%	収入金額×1.0%	
3 電気供給業 発電事業 又は小売 電気事業	普通法人(株式会社等) 資本金1億円以下	収入金額×0.9%	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%
	普通法人(株式会社等) 資本金1億円超	—	—	所得金額×1.85%
	—	収入金額×0.9%	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%
—	—	—	—	付加価値額×0.37%
—	—	—	—	資本金等の額×0.15%

(注1) 800万円以下の所得金額に対しては、()内の軽減税率が適用されますが、3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金が1千万円以上の法人に対しては、軽減税率の適用はありません。

(注2) 電気供給業のうち配電事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業を除く)と同じ課税方式となります。

(注3) 電気供給業のうち特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業)と同じ課税方式となります。

※2以上の都道府県に事務所等を有する場合

課税標準となる所得金額又は収入金額(資本金1億円超の普通法人等にあつては付加価値額及び資本金等の額も)を従業者数等によりあん分して、税率を乗じて得た金額を、それぞれの都道府県に納付します。

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。

自動車税種別割

納める人

鳥取ナンバーの自動車を賦課期日(4月1日)現在において所有している人(売主が所有権を留保しているときは、買主(使用者)が所有しているものとみなされます。)

納める額

自動車の種類・用途・排気量などによって年税額(4月~翌年3月分)が定められており、主な例は次のとおりです。また、年度の中途で抹消登録、新規登録をした場合は、月割の税額になります。

<乗用車の例>

総排気量	自家用 (右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用	総排気量	自家用 (右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円	7,500円	2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円	2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円				

○県税事務所から送付される納税通知書によって5月末までに納めることになっています。

ただし、賦課期日の翌日以後に新規登録をした場合には、鳥取運輸支局で登録する際に申告書を提出し、納めることになっています。

自動車を手放したときは登録を

自動車を売ったり、廃車にしたときは、運輸支局で登録(名義変更、抹消)の手続きをしてください。登録を怠ると、元の所有者に自動車税の納税通知書が送付されることになり、トラブルの原因となるおそれがあります。

※グリーン化税制

自動車税について、環境性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その環境性能に応じて税率を軽減(令和4年度までに新車新規登録された自動車は、登録した年の翌年度1年間のみ実施)、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が実施されています。